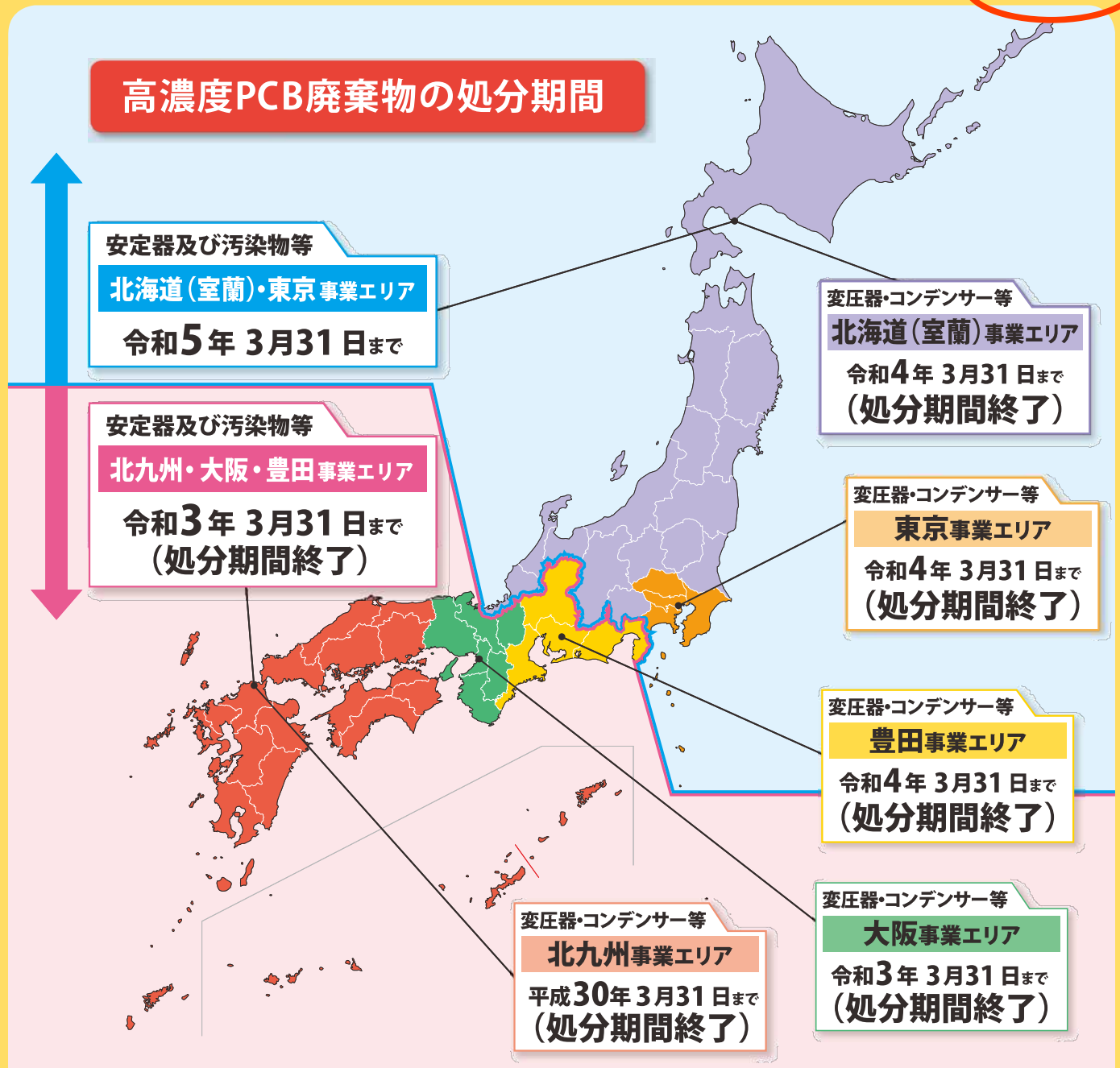


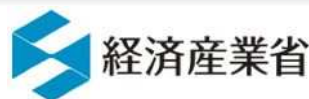
ポリ塩化ビフェニル(PCB)使用製品 及びPCB廃棄物の期限内処理に向けて

PCB廃棄物は定められた処分期間までに処分しなければなりません。
高濃度PCB廃棄物は、期限を過ぎると事実上処分することができなくなります。

令和4年 4月版



低濃度PCB廃棄物の処分期間 令和9年3月31日まで



PCB含有の有無を判別する方法

変圧器・コンデンサー等の場合

高濃度PCBかどうかの判別方法

昭和28年から昭和47年に国内で製造された変圧器・コンデンサーには絶縁油にPCBが使用されたものがあります。

高濃度のPCBを含有する変圧器・コンデンサー等は、機器に取り付けられた銘板を確認することで判別できます。

詳細は各メーカーに問い合わせるか、(一社)日本電機工業会のホームページを参照してください。

https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/pcb_hanbetsu.html

低濃度PCBかどうかの判別方法

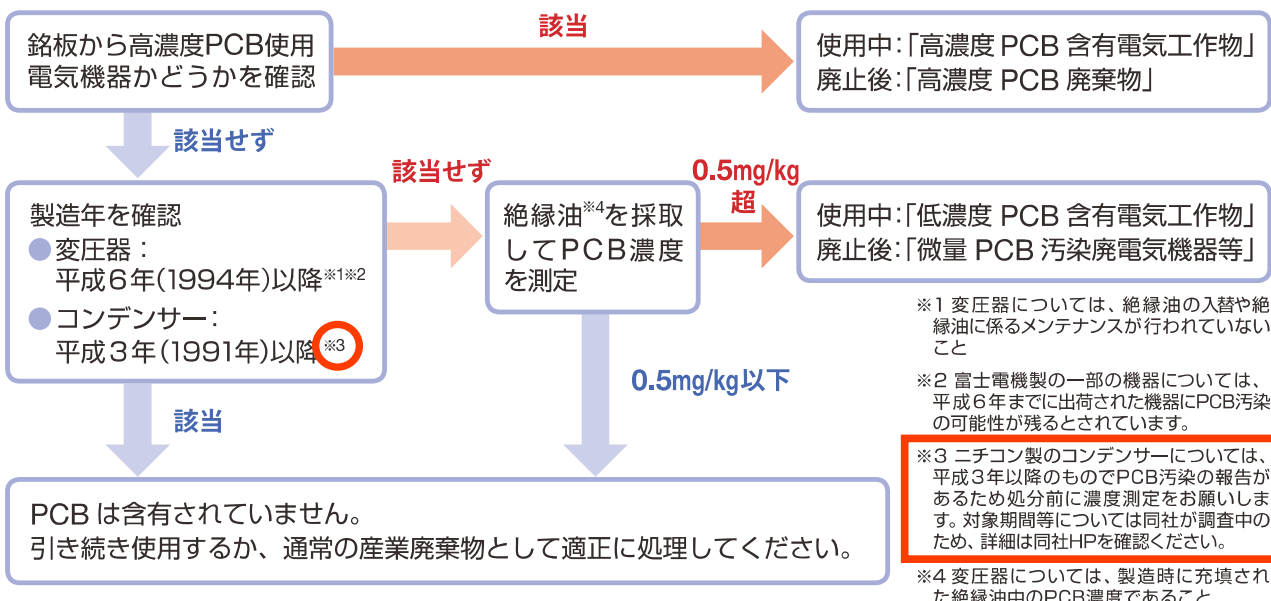
数万件に及ぶ測定例から、国内メーカーが平成2年頃までに製造した電気機器には、PCB汚染の可能性があることが知られています。

絶縁油の入替ができないコンデンサーでは、平成3年以降に製造されたものはPCB汚染の可能性はないとされています。

一方、変圧器のように絶縁油に係るメンテナンスを行うことができる電気機器では、平成6年以降に出荷された機器であって、絶縁油の入替や絶縁油に係るメンテナンスが行われていないことが確認できればPCB汚染の可能性はないとされています(ただし、富士電機製の一部の機器については、平成6年までに出荷された機器にPCB汚染の可能性が残るとされています)。

したがって、まず電気機器に取り付けられた銘板に記載された製造年とメンテナンスの実施履歴等を確認することでPCB汚染の可能性を確認し、さらに上記の製造年よりも前に製造された電気機器については、実際に電気機器から絶縁油を採取してPCB濃度を測定してPCB汚染の有無を判別します。ただし、コンデンサーのように封じ切りの機器では使用中のものを絶縁油の採取のために穿孔すると使用できなくなるのでご注意ください。

銘板確認のため、通電中の変圧器・コンデンサーに近づくと感電の恐れがあり大変危険です。必ず電気保安技術者に依頼して確認してください。



微量PCBの混入可能性に関する見解について

1. 微量PCBの混入可能性に関する経緯

- (1) 1972年(昭和47年)以降、通商産業省(当時)の通達に基づき、電気機器へのPCB(ポリ塩化ビフェニル)絶縁油の使用を中止していますが、2000年(平成12年)7月に電気絶縁油(JIS C 2320)を使用した一般産業用変圧器の一部から極微量のPCBが検出されたとの事例報告が一般社団法人日本電機工業会(JEMA)にありました。
- (2) 上記に対し、2002年(平成14年)7月12日 経済産業省、環境省から一般社団法人日本電機工業会(JEMA)に対して調査および情報提供の指示がなされました。
- (3) 一般社団法人日本電機工業会(JEMA)は同指示を受け、2002年(平成14年)7月16日 同会員企業に対し「微量PCB検出可能性」および「検出事例の有無」についての調査を指示しました。
- (4) かねてより弊社では「絶縁油は新油(合成油)を使用していること」、「生産ラインは分離していたこと」、「過去に微量PCBの検出事例が無ったこと」から、微量PCBの混入可能性は無いと表明しておりました。
- (5) しかしながら、その後の一般社団法人日本電機工業会(JEMA)並びに弊社サンプル調査等の調査結果において、1989年以前に使用していた絶縁油より検出事例が出ていることから、1989年以前に生産された油入機器への微量PCB混入可能性は完全に否定出来ないものと判断するに至っております。

注: 合成油への切替時(1972年～1973年)において、「非PCB製品」と表示された機器がございますが、これは「PCB油を使用していない」ことを意味するものであり、微量PCBの混入可能性を否定するものではありません。

なお、微量PCBの混入機器のことにつきましては、一般社団法人 日本電機工業会の「変圧器等への微量PCB混入可能性に関する調査結果について」に詳細な報告がなされておりますのでご参照ください。

<http://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/>

2. お客様へのお願い

2004年4月以降、絶縁油の受入時、機器への注油前のPCB分析を実施しておりますが、2004年3月以前に生産された個々の油入機器については混入の有無を判定あるいは証明することは出来ません。従いまして、廃棄時には絶縁油中のPCB分析を実施し、混入の有無を確認くださるようお願いいたします。また、微量PCB混入が確認された場合には、「電気事業法」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づいて適切な処置を取っていただく必要があります。

また、微量PCB混入の可能性が完全に否定できないとされる機器については、PCBを含有していないことが確認されるまでの間は、PCB廃棄物と同様の適切な処置が必要ですので、機器使用のお客様におかれましては十分ご注意ください。

2004年4月以降に生産された油入機器につきましては、絶縁油中のPCB不含(0.5ppm以下)を確認しており証明いたします。

なお、1990年から2004年3月までに生産された油入機器のPCB分析結果を収集しております。ご協力いただけるお客様につきましては、下記お問い合わせ先までご一報いただきますようよろしくお願い申し上げます。

PCB使用コンデンサに関するお問い合わせ先

窓口	ニチコン株式会社 環境担当窓口
住所	〒604-0845 京都市中京区烏丸通御池上る
電話番号	075-241-5320
FAX	075-253-2187